

役員等報酬規程

社会福祉法人白鳳会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳳会(以下「法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、職務執行の対価として、別表1のとおり報酬等を支給する。

(1) 理事長の報酬は月額支給とし、支給方法は、月末締め次月21日に支給する。

但し、支給日が土日・祝日の場合は、直前の金融機関営業日に支給する。

(2) 理事長以外の役員等の報酬については、理事会、評議員会、監事監査等の会議等に出席した際、その都度現金で支給する。

(3) 施設職員を兼務し、職員給与の支給を受けている理事については、役員報酬を支給しない。

(役員等の報酬の総額)

第3条 役員等の報酬の総額については、定款第八条及び第二一条に定める範囲を限度とする。但し、理事及び監事に支給する報酬の総額は、年間5,500,000円以内とするが、職員給与を受けている理事については、その額を報酬の総額に含めない。

(費用)

第4条 役員等に支給する旅費(交通費、宿泊費等)は、別に定める職員等旅費規程によるものとする。

2 役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成 18 年 3 月 28 日より施行(平成 17 年 4 月 1 日から適用)する。
- 2 この規程は、平成 24 年 5 月 29 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は、平成 30 年 6 月 26 日より施行(平成 30 年 4 月 1 日から適用)する。

別表 1

項 目		金 額
理事長	非常勤	400,000 円/月
理 事	非常勤	7,500 円/回
	常 勤	支給なし
評議員	非常勤	7,500 円/回
監 事	非常勤	7,500 円/回